

知識は  
かなり

# My Adviser

(顧問弁護士)

かじやまと

加地 和 法律事務所報

TEL 075-821-2884

FAX 075-821-2823

<http://www4.ocn.ne.jp/~yamakaji/>

京都市中京区丸太町通御前西入ル北側



弁護士政次

## ごあいさつ

本当に毎日寒い日が続きますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。本年もマイアドバイザーで皆様に少しでもお役に立つ法律情報を発信していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

さて今回は、前回に引き続き自動車保険に関する問題を扱います。その中で、近年、任意保険に加入されている方の多くが付けている弁護士費用特約について少し検討したいと思います。

平成24年1月

弁護士 政次 秀夫  
事務局 川端広美・井上はるみ

### 自動車保険の弁護士費用特約について

(問) 弁護士費用特約とは何ですか。

(答え) 交通事故で加害者になった場合、任意保険に加入していれば、被害者との示談交渉は、加入している保険会社が代わりにやってくれます。他方で、被害者になった場合、加害者側の保険会社との交渉は、被害者ご自身で行うこととなります。その際に、弁護士に相談したり、代わりに示談交渉や訴訟をしてもらう場合に、弁護士に支払う費用の全部または一部(上限が300万円に限定されているのが一般)を保険会社が補償してくれるのが、「弁護士費用特約」です。請求金額が200万円以内の事件なら、弁護士費用等は300万円以内に収まるのが普通なので、この特約を付けていれば被害者が自腹を切ることはないでしょう。

(問) 弁護士費用特約を使う場合、依頼する弁護士は、保険会社が紹介する弁護士でなければならぬのですか。

(右上へ)

(答え) 弁護士費用特約を利用するにあたって、どの弁護士に相談・依頼するかは被害者の方の自由であり、保険会社が紹介する弁護士でなければならないというわけではありません。なお、保険会社によっては、「日弁連リーガルアクセスセンター(LAC)を通して弁護士に相談した場合でないと、その相談料を保険金から支払うことはできない」と言ってくるケースもあるようですが、このような規定はありません。弁護士は自由に選ぶことができます。

(問) 地方に下宿する私の息子が自動車事故で被害にあったのですが、私が加入している自動車保険の弁護士費用特約を使えますか。

(答え) この保険の補償を受けられる「被保険者」の範囲は、それぞれの保険会社の定款に規定されていますが、一般に「記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子」が含まれる規定になっています。したがって、あなたがこの特約をつけていれば、別居する未婚の子である息子さんも「被保険者」の範囲に含まれ、この特約を使えます。このように、この特約を使えるかどうか判断が難しい場合もありますので、まずは弁護士等の専門家に相談されることをお勧めします。

★ 本書は無料でお送りしています。法律に悩んでいる人があれば、この内容を教えて頂いたり、また、その人を御紹介下さいませ。加地和法律事務所ホームページには250問答を掲載しております。

誠に恐れ入りますが、次回からFAX送信を希望されない場合は、配信停止希望欄にチェックいただき、FAX番号をご記入の上ご返信いただけましたら幸いです。

配信停止  
FAX

★ 「加地やまと法律事務所の事務員たち」のブログ 随時更新中です。

(広告④)